

資格や勤務経験を活かして開業する方に、3,000万円(運転資金は1,500万円)まで御利用いただけます。

起業家育成資金(独立開業貸付)

対象となる方

県内で信用保証対象業種(※1)を開始しようとするもの(事業開始、会社設立から2年を経過していないものを含む。)で、次のすべてに該当する方です。

1 次の(1)から(7)までの、いずれか1つ以上に該当する。

- (1) 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして新たに事業を開始する。
- (2) 勤務した企業と同一の業種・職種の事業を新たに開始しようとする者で、その業種・職種に継続して1年以上勤務した経験がある。
- (3) 開業後6か月を経過した。
- (4) フランチャイズ契約(※2)を締結して事業を開始する。
- (5) 特許法等に基づく設定登録を受けた技術をもって事業を開始する。
- (6) 独自の技術・ノウハウをもって事業を開始する。
- (7) 事業を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を開始する(※3)。

2 開業前に申し込む場合、開業に必要な全体経費のうち20%(対象となる方(7)の場合は20%又は1,000万円のうちいずれか低額である方の金額)以上の自己資金を有する。

3 事業税を滞納していない(納期限が到来している場合)。

4 必要な許認可等を取得している。

※1 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

※2 フランチャイズ契約

(社)日本フランチャイズチェーン協会の正会員であるフランチャイザーとの契約に限ります。

※3 前経営者についての要件は、各商工会議所・商工会又は金融課へお問い合わせください。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	設備資金	運転資金
限度額 (10万円単位)	3,000万円	1,500万円
	設備・運転併用の場合は、併せて3,000万円	
利率	年1.4%以内	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.59%以内)	

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払い等に必要な資金

(開業に必要な全体経費のうち、20%(対象となる方(7)の場合は20%又は1,000万円のうちいずれか低額である方の金額)以上が自己資金であることが必要です)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 土地、住宅、乗用車の取得のための資金
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 等

受 付 場 所

商工会議所、商工会及び埼玉県創業・ベンチャー支援センター(要件(6)で申し込む場合は、県金融課)で随時受け付けます。

(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

問い合わせ先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

埼玉県創業・ベンチャー支援センター 048(711)2222

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F

商 工 会 議 所 ・ 商 工 会



彩の国
埼玉県

